

芦屋市事務分掌条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行
<p>(部の設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定により、次の部を設け、事務を分掌させる。</p> <p>企画部～市民生活部 (省略)</p> <p>福祉部</p> <p>(1) 社会福祉(児童福祉<u>並びに</u>母子及び父子福祉を除く。)に関する事項</p> <p>(2)・(3) (省略)</p> <p>こども・健康部</p> <p>(1) 児童福祉<u>並びに</u>母子及び父子福祉に関する事項</p> <p>(2)・(3) (省略)</p> <p>都市建設部・上下水道部 (省略)</p>	<p>(部の設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定により、次の部を設け、事務を分掌させる。</p> <p>企画部～市民生活部 (省略)</p> <p>福祉部</p> <p>(1) 社会福祉(児童福祉<u>及び</u>母子福祉を除く。)に関する事項</p> <p>(2)・(3) (省略)</p> <p>こども・健康部</p> <p>(1) 児童福祉<u>及び</u>母子福祉に関する事項</p> <p>(2)・(3) (省略)</p> <p>都市建設部・上下水道部 (省略)</p>

芦屋市福祉医療費の助成に関する条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(11) (省略)</p> <p>(12) 母子家庭の母 <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法</u>(昭和39年法律第129号)第6条第1項に規定する配偶者のない女子で、児童を監護する加入者又は高確法の被保険者をいう。</p> <p>(13) 父子家庭の父 <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する配偶者のない男子</u>で、児童を監護する加入者又は高確法の被保険者をいう。</p> <p>(14)～(20) (省略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(11) (省略)</p> <p>(12) 母子家庭の母 <u>母子及び寡婦福祉法</u>(昭和39年法律第129号)第6条第1項に規定する配偶者のない女子で、児童を監護する加入者又は高確法の被保険者をいう。</p> <p>(13) 父子家庭の父 <u>次に掲げる者のうち</u>、児童を監護する加入者又は高確法の被保険者をいう。</p> <p><u>ア 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</u>と死別した男子であつて現に婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。)をしていない者</p> <p><u>イ 離婚した男子であつて現に婚姻をしていない者</u></p> <p><u>ウ 配偶者の生死が明らかでない男子</u></p> <p><u>エ 配偶者から遺棄されている男子</u></p> <p><u>オ 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたつて労働能力を失っている男子</u></p> <p><u>カ 配偶者が法令により長期にわたつて拘禁されているため、その扶養を受けることができない男子</u></p> <p><u>キ 婚姻によらないで父となつた男子であつて現に婚姻をしていない者</u></p> <p>(14)～(20) (省略)</p>

改正案	現 行
<p>(助成対象者)</p> <p>第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者は、乳児保護者及び次の各号に掲げる者について、それぞれ当該各号に定める要件を備えているものとする。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(3) 障害者 障害者及びその配偶者<u>(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</u>並びに障害者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で主としてその障害者の生計を維持する者について医療保険各法の給付が行われた月の属する年度(医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。)の額(同法第314条の7並びに同法附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第5項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。)が235,000円未満であること。</p> <p>(4)・(5) (省略)</p> <p>2 (省略)</p>	<p>(助成対象者)</p> <p>第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者は、乳児保護者及び次の各号に掲げる者について、それぞれ当該各号に定める要件を備えているものとする。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(3) 障害者 障害者及びその配偶者並びに障害者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で主としてその障害者の生計を維持する者について医療保険各法の給付が行われた月の属する年度(医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。)の額(同法第314条の7並びに同法附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第5項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。)が235,000円未満であること。</p> <p>(4)・(5) (省略)</p> <p>2 (省略)</p>

芦屋市援護資金貸付条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案						現 行					
<p>(条件)</p> <p>第2条 資金の貸付けを受けようとする者は、次の各号の<u>いずれにも</u>該当する者であることを条件とする。</p> <p>(1) 本市に1年以上引き続き住所を有する者</p> <p>(2) 独立して生計を<u>営んでいる者</u>で、その所得が市長の別に定める<u>基準以下のもの</u></p> <p>(3) 市長が別に定める資格を有する保証人を有する者</p> <p>(4) この条例による資金、社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会が行う<u>資金の貸付け又は母子及び父子並びに寡婦福祉法</u>（昭和39年法律第129号）の規定による資金の貸付けを受けていない者</p> <p>(資金の種類等)</p> <p>第3条 貸付資金の種類、貸付限度、据置期間、償還期間及び利子は、次表に掲げるとおりとする。</p>						<p>(条件)</p> <p>第2条 資金の貸付けを受けようとする者は、次の各号に該当する者であることを条件とする。</p> <p>(1) 本市に1年以上引き続き住所を有する者</p> <p>(2) 独立して生計を<u>いと</u>なんでいる<u>者</u>で、その所得が市長の別に定める<u>基準以下の者</u></p> <p>(3) 市長が別に定める資格を有する保証人を有する者</p> <p>(4) この条例による資金、社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会が行う<u>世帯更生資金、母子及び寡婦福祉法</u>（昭和39年法律第129号）の規定による資金の貸付けを受けていない者</p> <p>(資金の種類等)</p> <p>第3条 貸付資金の種類、貸付限度、据置期間、償還期間及び利子は、次表に掲げるとおりとする。</p>					
資金の種類	貸付限度	据置期間	償還期間	利子	備考	資金の種類	貸付限度	すえ置期間	償還期間	利子	備考
住宅資金	50万円以内	1年以内	5年以内	無利子	居宅を借りるための敷金等	住宅資金	50万円以内	1年以内	5年以内	無利子	居宅を借りるための敷金等
家屋補修費	50万円以内	1年以内	5年以内	年3パーセント (据置期間中は無利子)	居宅の補修に必要な資金	家屋補修費	50万円以内	1年以内	5年以内	年3パーセント (すえ置期間中無利子)	居宅の補修に必要な資金
特別医療資金	30万円以内	1年以内	5年以内	無利子	高額な医療費を自己負担しなければ	特別医療資金	30万円以内	1年以内	5年以内	無利子	高額な医療費を自己負担しなければ

改正案						現 行					
					ならない者で、市長が特に <u>認めたもの</u> に貸し付ける資金						ならない者で、市長が特に <u>認めた者</u> に貸し付ける資金
生活資金	20万円以内	半年以内	3年以内	無利子	世帯の自立更生に寄与する資金	生活資金	20万円以内	半年以内	3年以内	無利子	世帯の自立更生に寄与する資金
<p>2 (省略)</p> <p>(貸付け申込み)</p> <p>第4条 この資金の貸付けを受けようとする者は、保証人連署の<u>上</u>、<u>所定の申込書</u>を市長に提出するものとする。</p> <p>(償還方法)</p> <p>第5条 貸付金は、元金均等償還の方法により償還しなければならない。ただし、借受人から申出があるときは、<u>繰上償還</u>をすることができる。</p> <p>2 (省略)</p>						<p>2 (省略)</p> <p>(貸付け申込み)</p> <p>第4条 この資金の貸付けを受けようとする者は、保証人連署の<u>うえ</u>、<u>援護資金貸付け申込書(様式第1号)</u>を市長に提出するものとする。</p> <p>(償還方法)</p> <p>第5条 貸付金は、元金均等償還の方法により償還しなければならない。ただし、借受人から申出があるときは、<u>繰上げ償還</u>をすることができる。</p> <p>2 (省略)</p>					

芦屋市福祉金条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 母子状態にある母 <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法</u> (昭和39年法律第129号) 第6条第1項に規定する配偶者のない女子で、婚姻をしていない18歳未満の子 (前号に規定する障害者のうち18歳以上20歳未満の者及び学校教育法 (昭和22年法律第26号) に基づく中学校、高等学校又はこれらと同等の教育課程に在学している者を含む。以下同じ。) を扶養しているものをいう。</p> <p>(3) 父子状態にある父 <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する配偶者のない男子</u>で、婚姻をしていない18歳未満の子を扶養しているものをいう。</p> <p>(4) (省略)</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 母子状態にある母 <u>母子及び寡婦福祉法</u> (昭和39年法律第129号) 第6条第1項に規定する配偶者のない女子で、婚姻をしていない18歳未満の子 (前号に規定する障害者のうち18歳以上20歳未満の者及び学校教育法 (昭和22年法律第26号) に基づく中学校、高等学校又はこれらと同等の教育課程に在学している者を含む。以下同じ。) を扶養しているものをいう。</p> <p>(3) 父子状態にある父 <u>配偶者と死別又は離別した男子</u>で、婚姻をしていない18歳未満の子を扶養しているものをいう。</p> <p>(4) (省略)</p>